

議案第 18 号

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年日出町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項中「それぞれ同表の右欄に定める額」を「500 円」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「訓練に係る出動（団長の命令によるものに限る。）又は」を加え、同条を第 16 条とする。

第 14 条第 2 項中「8 月、12 月」を「10 月」に、「3 期」を「2 期」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条第 2 項中「停職者」の次に「又は休団者」を、「から、停職」の次に「又は休団」を加え、同条第 6 項中「10 月及び」を「翌年の」に改め、「の 2

期」及び「、それぞれ前月までの分を」を削り、同条を第 14 条とする。

第 12 条を第 13 条とし、第 6 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(休団)

第 6 条 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3 年を超えない範囲で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ団長にあっては町長の、その他の団員にあっては団長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、休団中の団員が復帰をしようとする場合について準用する。

4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

5 休団の期間は、大分県消防補償等組合退職報償金条例（昭和 41 年大分県消防補償等組合条例第 2 号）に規定する勤続年数に算入しないものとする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 14 条関係）

階級	年額報酬の額
団長	125,000 円
副団長	88,000 円
分団長	60,000 円
副分団長	45,500 円
部長	38,000 円
班長	37,000 円
団員	36,500 円

別表第 2（第 15 条、第 16 条関係）

区分		出勤報酬の額	
災害に係る出勤、救助又	4 時間未満	1 回	3,000 円

は捜索に係る出動、その他町長又は団長の命令による出動（出初式及び表彰式等の式典を除く）	4 時間以上 7 時間 4 5 分未満	1 回	6, 0 0 0 円
	7 時間 4 5 分以上	1 回	8, 0 0 0 円
訓練に係る出動（団長の命令によるものに限る。）	—	1 回	3, 0 0 0 円
消防団の組織運営等に関する会議	—	1 回	0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 4 年度の年額報酬の額及び支払いについては、なお従前の例による。

理 由

消防団員の処遇改善や休団制度の明示に伴い、条例を改正したいので提出する。